

阿見町地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 13 条第 4 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、阿見町都市整備部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、阿見町都市整備部都市計画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、阿見町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、阿見町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
阿見町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印		てん書	21mm×21mm	会長名をも って発する 文書	1	事務局長